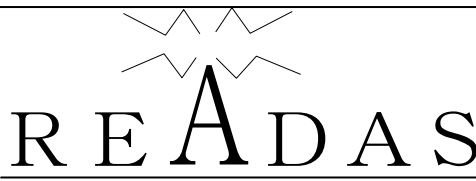


第 5981 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2018年)平成30年 6月20日 水曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇨ 免税事業者から課税事業者になった場合

Q：当社は、来期から消費税の課税事業者になります。今期までに仕入れた商品を来期に販売したときは、仕入税額控除はどうなりますか？

A：免税期間中に仕入れた商品に係る消費税額を課税期間における課税仕入等の税額とみなして、仕入税額控除の適用を受けることができます。

【解説】

消費税法では、課税仕入を行った課税期間において仕入税額控除を行うことが原則とされています。

したがって、免税事業者が課税事業者になった場合に、免税期間中に仕入れた商品等を課税期間中に販売すると、販売した時の消費税が課税売上になるのに、仕入れた時の消費税は控除されないのではと思われるかもしれませんが。

しかし、免税事業者が課税事業者となる場合には、課税事業者となる日の前日において所有する棚卸資産のうち、免税期間中に仕入れたものについては、その棚卸資産に係る消費税は、課税事業者となった課税期間の課税仕入等の税額とみなして仕入税額控除の対象とすることができることとなっています。

したがって、貴社の免税期間から課税期間に繰越した商品についても仕入税額控除の適用を受けることが認められます。

